

起案	年 月 日	決裁	年 月 日	公開の状況 部分公開 情報公開条例第10条 第 号に該当	保健所受付印
課長	係長（担当係長）	係		分類 29・16・03・10	
				保存 常用1年	
（伺） 次の申請に基づき審査したところ、以下のとおり ですので、承認してよろしいか。				承認	年 月 日
				第	号

営業者の地位の承継に係る承認申請書

年 月 日

神戸市保健所長 宛

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

電話（ ） —

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

第3条の2第1項 旅館業を譲渡すること  
旅館業法 第3条の3第1項 の規定により、 法人の合併に  
第3条の4第1項 法人の分割  
被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営むこと

ついて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

営業施設の 所在地	TEL1（公開用） — TEL2 —
営業施設の 名称	許可年月日 年 月 日 番号 第 号
営業の種別	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル営業 <input type="checkbox"/> 簡易宿所営業 <input type="checkbox"/> 下宿営業

1 記入上の注意

- (1) この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- (2) 譲渡の場合は、申請者欄に譲受人及び譲渡人の住所と氏名を、連名で記入して下さい。
- (3) 裏面も記入してください。
- (4) ※印の欄については、該当する欄のみ記入してください。

2 添付書類（旅館業法第3条の2第1項の規定により承認を受けようとする場合）

- (1) 旅館業の譲渡を証する書類
- (2) 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し並びに登記事項証明書
- (3) 旅館業営業許可書
- (4) 譲受人が法人の場合にあっては、役員の住所、氏名、フリガナ、生年月日（和暦）、性別、法人名、役職を記した一覧表
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保健所長が必要と認める書類

3 添付書類（旅館業法第3条の3第1項の規定により承認を受けようとする場合）

- (1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し並びに登記事項証明書
- (2) 旅館業営業許可書
- (3) 合併、分割後の法人の役員の住所、氏名、フリガナ、生年月日（和暦）、性別、法人名、役職を記した一覧表
- (4) 前各号に掲げるもののほか、保健所長が必要と認める書類

4 添付書類（旅館業法第3条の4第1項の規定により承認を受けようとする場合）

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の神戸市旅館業法施行細則様式第5号による旅館業承継相続人選定同意書
- (3) 旅館業営業許可書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、保健所長が必要と認める書類

手数料収納確認印



※1 譲渡による承継	譲受人	住 所	
		氏 名	
		生 年 月 日	
	譲渡人	住 所	
		氏 名	
譲渡の予定年月日		年 月 日	
※2 合併又は分割による承継	合併により消滅する法人又は分割前の法人	名 称	
		所 在 地	
		代表者の氏名	
合併又は分割の予定年月日		年 月 日	
※3 相続による承継	申請者の生年月日		
	被相続人と続柄		
	被相続人	住 所	
		氏 名	
相続開始の年月日		年 月 日	
旅館業法第3条第2項に規定する事項該当の有・無	有	1 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として旅館業法施行規則で定めるもの 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 4 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（第8号において「暴力団員等」という。） 6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの 7 法人であって、その業務を行う役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの 8 暴力団員等がその事業活動を支配する者	・無
敷地内周辺おおむね100mの区域内の旅館業法第3条第3項各号に規定する学校等の施設の有・無 〔学校等がある場合にあっては、その施設の名称及び敷地との距離〕	有	施設の名称 距離	・無
敷地が風営法施行条例第2条第3号及び第4号に規定する地域内にある場合にあっては、敷地周辺200mの区域内の風営法第28条第1項に規定する施設の有・無 〔施設がある場合にあっては、その施設の名称〕	有	施設の名称	・無

調査復命欄		
年 月 日	摘要（調査状況等）	処理者
・		
学校等の施設責任者への照会	（学校等） から100m以内であり 照会の回答は別添のとおり	
調査意見		
年 月 日 環境衛生監視員		印